

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.466

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2025年4月21日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 介護従事者処遇状況等調査結果など について議論 -介護給付費分科会-

### 公開可

#### ◎介護従事者処遇状況等調査結果などについて議論 介護給付費分科会

3月24日に標記分科会が開催され、①令和6年度介護従事者処遇状況等調査の結果について②今後の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて③外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について④令和6年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討結果について議論した。

①について、介護サービスに従事する介護職員の平均給与額（介護職員等処遇改善加算取得施設・事業所）を2023年度と2024年度で比較すると13,960円の増（+4.3%）であったことが報告された。一方、看護職員については、平均給与額は9,360円の増（+2.5%）にとどまった。田母神常任理事は、看護職員の職責に見合った処遇とその改善が必要であること、さらに、訪問看護事業所は介護職員等処遇改善加算対象外とされていることから、全ての職種・事業所に報酬改定の効果が行き渡るような対応が必要と指摘した。また、介護職員についても賃金構造基本統計調査の結果で全産業と比較すると、前年度に比べて差が大きくなっており、処遇改善の強化が必要であると述べた。

このほか②について、2024年4～7月に介護老人保健施設の47.1%で、新型コロナウイルス感染症の発生があったことなどを受け、介護老人保健施設での在宅復帰・在宅療養支援等指標の臨時的な取扱いが継続されることになった。また、③では、外国人介護人材（技能実習、特定技能）について、一定の条件下で訪問系の介護サービスへの従事が可能となることが事務局から報告された。田母神常任理事は、入国の枠組みによって求められている語学力などが異なることを踏まえ、今回設けられた遵守事項の妥当性の検証、人員配置基準上の評価の検証が必要であると指摘した。（執筆：田母神常任理事）

#### ◎令和6年度介護報酬改定の効果検証について議論 介護給付費分科会

4月14日に上記分科会が開催され、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

研究に係る調査（令和6年度調査）の結果について議論した。

改定検証に関する4つの調査結果が示された。①「高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業」では、令和6年度介護報酬改定で施設系サービスに対して義務化（3年の経過措置あり）された協力医療機関との連携について、3つの要件を満たす協力医療機関を定めることが出来たのは、介護老人福祉施設で56.6%、介護老人保健施設は70.0%、介護医療院は72.4%、養護老人ホームは45.7%と報告された。田母神常任理事は、医療と介護の連携体制を地域として構築していくためには、都道府県および市町村からの支援や今後策定される地域医療構想との連動が重要であると指摘した。

また、④「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」では、訪問介護の対前年同月比の収入について、「中山間・離島等」「都市部」「その他」いずれの地域でも平均値で100%未満であることなどから、訪問介護の小規模事業所加算の要件の弾力化などについて報告された。田母神常任理事は「訪問看護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、中山間・離島等で対前年同月比が平均95～96%であり、収支の継続的な把握が不可欠である」と発言した。加えて、介護サービスにおける人材確保について、ハローワーク、ナースセンターなどの無料職業紹介の機能強化、訪問系ではカスタマーハラスメント対策として同行訪問への行政からの補助の必要性に言及した。ハラスメント対策としての訪問看護での同行訪問は地域医療介護総合確保基金などを活用し、都道府県での事業化に向けた対応が求められる。（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。